

上牧町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が保育料の減免をする場合に、上牧町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(対象及び補助額)

第2条 設置者が、当該幼稚園に在園する上牧町在住の3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し、保育料を減免する場合に、上牧町は、別表に定める範囲において補助を行うものとする。ただし、複数の階層区分に当たる場合は、補助限度額の高い方を優先するものとする。

(減免の申請)

第3条 保育料の減免を受けようとする保護者は、保育料減免措置に関する調書（様式第1号。以下「調書」という。）を設置者に提出するものとする。

2 設置者は、保護者から調書の提出を受けたときは、調書下段に所定の証明をし、徴収している保育料の額を明らかにする書類を添付して、町長の定める期日までに提出するものとする。

(減免の認定及び通知)

第4条 町長は、前条第2項の提出を受けたときは、減免するか否かを決定し、幼稚園就園奨励費補助金審査結果通知書（様式第2号）により設置者に通知するものとする。

(交付申請書の提出期限)

第5条 補助を受けようとする設置者は、幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第3号。以下「補助金交付申請書」という。）と幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（様式第4号）を町長の定める期日までに提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し、幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（様式第5号）により設置者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月20日までのいずれ

か早い日までに幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付を受ける設置者は、保育料の減免をしたことを明らかにした証拠書類を備えておかなければならない。

2 町長は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、前項の書類の提出を求めることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

5	当該年度に納付すべき町民税の所得割額が211,200円以下の世帯		36,000円	108,000円	180,000円
6	当該年度に納付すべき町民税の所得割額が211,201円以上の世帯		—	90,000円	180,000円

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、3階層及び4階層に認定された世帯にあつては、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）の範囲で、当該園児が最年長の子どもから2人目の補助限度額は3階層においては180,000円、4階層においては117,000円とし、3人目以降は180,000円とする。
- 2 園児が属する世帯が次に掲げる世帯である場合においては、この表の規定にかかわらず、3階層に認定された世帯にあつては、当該園児の補助限度額は180,000円とし、4階層に認定された世帯にあつては、特定被監護者等の範囲で、当該園児が最年長の子どもから1人目の補助限度額は117,000円とし、2人目以降の補助限度額は180,000円とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯
 - ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ② 養育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める養育手帳の交付を受けた者
 - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 保護者の申請により生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると町長が認める世帯
- 3 途中入退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている

場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

上記の単価×（保育料の支払い月数）÷12

- 4 保護者が実際に支払った保育料等の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 市町村民税の所得割額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割額を用いて、区分を決定する。

様式第1号（第3条関係）

保育料減免措置に関する調査

年 月 日 作成

フリガナ 園児氏名		在園幼稚園名		
男 ・ 女				
年 月 日生		(歳児)		
保 護 者	上牧町長 殿			
	保育料の減免措置に関する決定のため、町民税課税台帳等において、世帯の状況を確認されることについて同意します。			
	氏名		印	
	現住所	上牧町		
	今年1月1日現在の住所	<small>※1月2日以降に上牧町へ転入された方のみ記入</small>		
園児の属する世帯の状況（ 年 月 日現在）				
園児と生計を共にする者について、全員記入してください。生計を一にしている方で住民票が園児と別になっている場合（単身赴任等）も同一世帯とします。				
氏名	生年月日	年齢	性別	続柄
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
上記の者は 年 月 日（入園）より当幼稚園の在園児であることを証明します。				
幼稚園名		印		
設置者名				
上牧町長 殿				
		年	月	日

備考

今年1月2日以降に上牧町へ転入された方は、1月1日現在で住民票のあった市町村の課税証明書を添付してください。（18歳以上の方、全員分が必要です。）

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

様

上牧町長

幼稚園就園奨励費補助金審査結果通知書

次のとおり、就園奨励費の審査結果について、下記のとおり通知いたします。

記

補助金の額

円

この決定に不服のあるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して90日以内に理由を提示して意見を述べることができます。

ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

<お問い合わせ> 上牧町 こども支援課

TEL 0745-43-5034

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

上 牧 町 長 殿

幼稚園名

設置者名

印

幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

年度幼稚園就園奨励費補助金を下記のとおり交付されるよう、上牧町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係資料を添えて申請します。

記

補助金交付申請額

円

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

幼稚園名

設置者名

印

幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

階 層 区 分		3歳児 (人)	4歳児 (人)	5歳児 (人)	合計 (人) ①	減免単価 (円) ②	補助金交付 申 請 額 (円) (①×②)
生活保護法による 保護を受けている世帯	第1子						
	第2子						
	第3子以降						
当該年度に納付すべき 町民税が非課税の世帯	第1子						
	第2子						
	第3子以降						
当該年度に納付すべき 町民税の所得割額が 非課税の世帯	第1子						
	第2子						
	第3子以降						
当該年度に納付すべき 町民税の所得割額が 77,100円以下の世帯	第1子						
	第2子						
	第3子以降						
当該年度に納付すべき 町民税の所得割額が 211,200円以下の世帯	第1子						
	第2子						
	第3子以降						
当該年度に納付すべき 町民税の所得割額が 211,201円以上の世帯	第1子						
	第2子						
	第3子以降						
合 計							

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

様

上牧町長

幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった、年度私立幼稚園就園奨励費補助金については、次のとおり交付決定したので、私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付決定額 円

上牧町長 様

幼稚園名

設置者名

印

幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

年度幼稚園就園奨励費補助金について、次のとおり事業が完了したので、上牧町私立幼稚園就園奨励費交付要綱第7条の規定により報告します。

記

階 層 区 分		3歳児 (人)	4歳児 (人)	5歳児 (人)	合計 (人) ①	減免単価 (円) ②	補助金交付 申 請 額 (円) (①×②)
生活保護法による 保護を受けている世帯	第1子						
	第2子						
	第3子以降						
当該年度に納付すべき 町民税が非課税の世帯	第1子						
	第2子						
	第3子以降						
当該年度に納付すべき 町民税の所得割額が 非課税の世帯	第1子						
	第2子						
	第3子以降						
当該年度に納付すべき 町民税の所得割額が 77,100円以下の世帯	第1子						
	第2子						
	第3子以降						
当該年度に納付すべき 町民税の所得割額が 211,200円以下の世帯	第1子						
	第2子						
	第3子以降						
当該年度に納付すべき 町民税の所得割額が 211,201円以上の世帯	第1子						
	第2子						
	第3子以降						
合 計							

